

# 不育症の検査・治療の診療報酬上の取扱いについて(例示)

○ 不育症の原因となる疾患に対する検査・治療の診療報酬上の取り扱いについて例示する。

## 【検査】

### <超音波検査>

D215 超音波検査 2 断層撮影法  
 □ その他の場合 (1)胸腹部 530点

### <染色体検査(染色体異常の検査)>

D006-5 染色体検査(※注:母体) 2,631点

### <ホルモンに関する検査(甲状腺機能亢進症)>

D008 内分泌学的検査  
 6 プロラクチン(PRL) 98点  
 8 トリヨードサイロニン(T3) 102点  
 9 甲状腺刺激ホルモン(TSH) 104点  
 14 遊離サイロキシシン(FT4)、遊離トリヨードサイロキシシンFT3 127点

### <自己抗体に関する検査(抗リン脂質抗体症候群)>

D014 自己抗体検査  
 25 抗カルジオリピンβ2グリコプロテイン I 複合体抗体 223点  
 27 抗カルジオリピン抗体 232点  
 34 ループスアンチコアグラント定量 281点

## 【治療】

### <子宮形態異常に対する治療>

K872 子宮筋腫摘出(核出)術  
 1 腹式 24,510点  
 2 腔式 14,290点  
 K863-2 子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む) 18,590点

### <ホルモン異常に対する治療(甲状腺機能亢進症)>

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料 1,390点  
 注 甲状腺疾患(甲状腺癌及び甲状腺機能亢進症)を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

### <ヘパリン製剤の自己注射(抗リン脂質抗体症候群)>

C101 在宅自己注射指導管理料  
 2 月28回以上の場合 750点  
 注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。